

岡山県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

令和5年3月20日 農産第1299号

令和6年3月8日 農産第1336号

最終改正：令和7年12月1日 農産第 780号

農林水産部長通知

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和4年9月15日付4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び「岡山県みどりの食料システム戦略基本計画」（令和5年3月策定、以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の申請等

実施計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境負荷低減事業活動実施計画については、環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第1-1号）に実施計画（別記様式第2-1号）等を、特定環境負荷低減事業活動実施計画については、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第3-1号）に実施計画（別記様式第4-1号）等を、その両方の計画の認定を申請する場合は、環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第5号）に実施計画（別記様式第6号）等を添付の上、農業関係は当該農地の所在地、畜産及び林業関係は申請者の所在地又は主たる事務所の所在地を所管する県民局長へ提出するものとする。

2 実施計画は、別紙1の団体申請の基準を満たす農林漁業者の組織する団体（農業協同組合等（以下「申請団体」という。申請団体の構成員を「団体申請者」という。）が作成して認定を申請することも可能であり、その団体の構成員等（法第2条第3項に規定する構成員等をいう。）が、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって、法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、当該事項についても、団体が作成する計画に含めることができる。

上記の場合、申請団体は環境負荷低減事業活動実施計画については、環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第1-2号）に実施計画（別記様式第2-2号及び別添1～5の団体申請者一覧等を添付して、特定環境負荷低減事業活動実施計画については、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第3-2号）に実施計画（別記様式第4-2号）及び別添1～5の団体申請者一覧等を添付の上、農業関係は当該農地の所在地、畜産及び林業関係は申請団体の所在地又は主たる事務所の所在地を

所管する県民局長へ提出するものとする。

なお、上記1及び2の申請に当たり当該農地の管轄が2つ以上の県民局にまたがる場合には、当該農地のうち主たる農地を管轄する県民局長へ提出するものとする。

また、漁業に関する実施計画は知事（農林水産部水産課）へ提出するものとする。

3 県民局農林水産事業部（農業振興課、農畜産物生産課、農業普及指導センター、森林企画課等。以下同じ。）並びに農林水産部水産課、市町村、その他関係機関団体等は、必要があると認めるときは、申請者及び申請団体（以下「申請者等」という。）に対し、実施計画の作成等に当たっての指導助言を行うものとする。

第3 実施計画の認定

知事又は県民局長は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第1項及び法第21条第1項並びに基本方針、ガイドライン、審査基準（別紙2）に照らして適當と認める場合は、実施計画を認定するものとする。

2 前項の農業・畜産・林業関係の計画の認定に当たっては、原則として県民局農林水産事業部の関係各課等の職員で構成する認定審査会を開催し、その意見を聞くものとする。

また、漁業関係の計画の認定に当たっては、農林水産部水産課の職員で構成する認定審査会を開催し、その意見を聞くものとする。ただし、認定審査会の審査長が認めたときは、認定審査会の開催を省略することができる。

3 認定審査会は、必要に応じて、現地を調査するとともに、関係機関から意見を聞くものとする。

4 上記のうち、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定しようとするときは、別記様式第7号に当該認定に係る実施計画の写しを添付して、当該計画に係る関係市町村長の意見を聞くものとする。なお、「関係市町村長」とは、当該計画の実施区域をその区域に含む市町村の長を指す。

5 関係市町村長は、第3の1の規定により、法並びに基本方針、ガイドライン、審査基準（別紙2）に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適當か否かを判断し、必要に応じて、別記様式第8号により知事に対し意見を述べるものとする。この際、認定が適當でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

6 実施計画の認定期間は、認定した日から原則として5年とする。

7 申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、環境負荷低減事業活動実施計画については、申請者に対し別記様式第9号、関係市町村長に対し別記様式第10号により通知するとともに、特定環境負荷低減事業活動実施計画については、申請者に対し別記様式第11号、関係市町村長に対し別記様式第12号により通知する。なお、県民局長が認定した実施計画については、別記様式第13号により知事へ認定を報告するものとする。

また、法第21条第3項第2号に掲げる措置（流通合理化事業活動に限る。）に関する事項又は同条第4項第2号の規定（補助金等交付財産の活用に関する事項が実施計画に記載されているものに限る。）により、農林水産大臣又は農政局長と協議を行った場合は、別記様式第14号により通知するものとする。

また、認定しなかった場合にあっては、別記様式第15号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者等に対してその旨を通知するものとする。

第4 実施計画の再認定

認定期間が満了する場合にあって、再び実施計画の認定を受けようとする者は、改めて実施計画の認定申請を行うことができる。

- 2 再認定の申請は、原則として、認定期間満了の30日前までに行うものとする。
- 3 再認定の申請に関する審査及び認定の手続きは、第3に準じて行うものとする。
なお、再認定の審査基準は（別紙3）によるものとする。
- 4 実施計画の再認定の認定期間は、再認定した日から5年とする。

第5 実施計画の変更

法第20条第1項又は第22条第1項の規定により、認定を受けた者が当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第16号）を知事又は県民局長に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条又は第14条の規定により、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第17号）その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定審査の手続きは、第3に準じて行うものとする。
- 3 法第20条第2項又は第22条第2項の規定により、認定を受けた者が認定を受けた実施計画（以下「認定計画」という。）の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第18号により、知事又は県民局長に届け出るものとする。
なお、軽微な変更の判断基準は（別紙4）によるものとする。
- 4 認定計画の変更認定の認定期間は、変更認定した日から変更前の認定期間の末日までとする。

第6 認定計画の認定の取消し

知事及び県民局長は、認定を受けた者が認定計画（第5に定める変更後の実施計画を含む。第7において同じ。）に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項又は第22条第3項の規定により、当該計画の認定を取り消すことができる。

なお、認定の取消しの基準及び留意事項は（別紙5）によるものとする。

- 2 認定を取り消したときは、その理由を明らかにした上で、認定を受けた者に認定取消通知書（別記様式第19号）により通知するものとする。

第7 認定計画のフォローアップ

知事又は県民局長は、関係市町村とも連携し、認定を受けた者に対し、必要に応じて、認定計画の達成状況等について報告を求める。

- 2 報告を求められた認定を受けた者は、実施計画実施状況報告書（別記様式第20号）を知事又は県民局長に提出するものとする。
- 3 県民局農林水産事業部並びに農林水産部水産課、市町村、その他関係機関団体等は、第2の3に規定する申請者等に対する実施計画の作成等に当たっての指導助言のほか、認定後も同計画が円滑に達成できるよう巡回による指導等に努めるものとする。

第8 認定者の呼称

別紙2の基準を満たし、認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼ぶことができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、その他必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附 則（令和5年3月20日 農産第1299号）

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。
- 2 「岡山県持続的農業導入計画認定要領」（平成13年3月26日付、農営第846号農林水産部長通知、（以下「旧要領」という。））は、この要領の施行日をもって廃止する。また、廃止前に旧要領により基づき行った、処分、手続き、その他の行為は、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和6年3月8日 農産第1336号）

- 1 この要領は令和6年3月8日から施行する。
- 2 この一部改正要領の施行前に改正前の規定に基づき行った、処分、手続き、その他の行為は、従前の例によるものとする。

附 則（令和7年12月1日 農産第780号）

- 1 この要領は令和7年12月1日から施行する。
- 2 この一部改正要領の施行前に改正前の規定に基づき行った、処分、手続き、その他の行為は、従前の例によるものとする。